

平成25年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第161号	平成25年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	11月26日
議案第163号	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘特別扶助基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第164号	宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第166号	公の施設（宝塚市立地域利用施設御殿山会館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第167号	公の施設（宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第168号	公の施設（宝塚市立高司グラウンド）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第169号	公の施設（宝塚市立売布北グラウンド）の指定管理者の指定について	可決 （全員一致）	
議案第171号	社会福祉法人に関する事務の委託の廃止に関する協議について	可決 （全員一致）	
請願第30号	子ども・子育て支援新制度（新制度）に関する請願	不採択 （賛成少数）	
請願第31号	中央公民館の存続と地下移転計画の見直しを求める請願	採択 （賛成多数）	
請願第32号	宝塚市立中央公民館の存続と半地下・地下移転の見直しを求める請願	採択 （賛成多数）	

審査の状況

- ① 平成25年 11月20日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明
- ② 平成25年 11月26日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明
- ③ 平成25年 12月17日 (委員会報告書協議)
- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○井上 きよし 大河内 茂太 北野 聡子
佐藤 基裕 田中 こう 浜崎 史孝 三宅 浩二
村上 正明

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第161号 平成25年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

議案の概要

平成25年度宝塚市病院事業会計予算のうち下記のとおり補正するもの。

（収益的収入及び支出） 病院事業収益の予定額を9,603万3千円増額して計104億5,687万9千円に、病院事業費用の予定額を1億9,650万4千円増額して計105億5,523万円にするもの。

（資本的収入及び支出） 資本的収入の予定額12億2,021万7千円を補助金について1,891万円増額して計12億3,912万7千円に、資本的支出の予定額30億2,441万3千円を建設改良費について1,800万円増額して計30億4,241万3千円にするもの。

（継続費） 平成25年度の年割額450万円及び総額2,950万円をそれぞれ2,850万円増額して、平成25年度の年割額を計3,300万円及び総額を計5,800万円にするもの。

（一時借入金ほか） 一時借入金の限度額を7億円増額して計18億円に、たな卸資産購入限度額を3,000万円増額して計1億3,000万円に、重要な資産の取得について取得する資産を変更しようとするもの。

主な内容は、前年度末のたな卸金額確定による特別利益の増額並びに医師及び看護師等の人件費の増額などによるもの。

論 点 1 医師、看護師、医療技術職、事務職員数について

<質疑の概要>

問1 市立病院の職員数について、各科ごとに今後目指すべき医師数などの定数はあるのか。

答1 診療科ごとの定数はないが、条例上の定数は580人で、医師88人、看護師380人、医療技術職94人、事務職18人である。現在の医師数は82人で、現状医師が不足しているとされる診療科は呼吸器内科、血液内科、腎臓内科、眼科、リハビリテーション科、放射線科である。別途大きな課題として産婦人科医の確保がある。

問2 医師数が不足しているとされる6診療科は不足したままか。また、それ以外の診療科の医師の充実は考えているのか。

答2 現在、6診療科については市立病院のホームページ上でも医師募集をかけている。また、それ以外の診療科でも、それぞれ将来を見据えて必要なら医師を確保し体制強化するよう次期改革プランの中でも検討中である。

問3 給与費について、当初54億3,681万円の予算額に対し2億2,784万円の増額補正となった要因は。予算額全体から見れば増額分は4%だが、大きな額なので市民

の納得がいく説明が必要では。

答3 医師数は増加していないが、大学病院からの派遣医師の年齢、役職等が変わり報酬が増額、また看護師については育児休業の取得者が見込みより10人少なかったため報酬が増額した。また、地域医療支援病院の承認もあり、地域医療室強化のため嘱託職員を2名増加したものである。

論 点 2 資産管理について

<質疑の概要>

問1 医療ガス設備更新工事費について、当初2,950万円の予算額が5,800万円と倍増の補正になったのはなぜか。経営という観点からは、もっと見極めが必要では。

答1 当初予算額は保守点検業者の見積もりをもとに算出したが、今年工事設計委託をしたところ①余剰麻酔ガス排出装置が部品の交換では無理で、装置そのものの取替えが必要になったこと、②当初工事対象としていなかったポンベの連結導管も制御盤ごと交換が必要になったこと、③医療ガスをとめないで保守点検ができなかったものを、ガスの供給をとめずに点検ができるようなものにしたこと、といった変更があったためである。今後は、事前にきちっと計画を立てていきたい。

問2 平成24年度決算で薬品及び診療材料等のたな卸資産の管理について問題が判明したが、たな卸後の正確な管理の取組状況は。

答2 現在導入している病院の物流管理システム（SPDシステム）は診療材料の種類ごとの仕入れ、払い出し、消費の数量管理であり1対1の対応が出来ない。システムも購入から10年を経過しているので、来年更新する際は箱単位でなく箱の中の1対1単位の管理ができるものを考えている。

問3 医療情報システム以外の重要な資産の取得が変更になっているがなぜか。基本的に誰でも使う、絶対に使うようなものを優先すべきでは。

答3 補正前に予定していた生体情報モニタ、周術期患者情報システムは集中治療室で使うもので、次年度更新予定の電子カルテにつなげるシステムであるため、同時期に取得することとして今年度は見送った。一方、デジタルX線TVシステムは泌尿器科領域の診断・治療に使う装置で今年度初め大きな故障をした。同装置は購入から15から16年経っており部品の調達が困難だったため、当初購入を予定していた診断用X線CT装置よりも先に取得するものとした。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第163号 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘特別扶助基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

基金の処分に関する規定を新たに追加して、入所者の特別扶助費に充てるために当該基金を処分することができることとし、当該基金の有効活用を図るため、条例の一部を改正するもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今後この基金の運用そのものをしないのか。

答1 基金の運用は行うが、現在の規定では基金利息のみ特別扶助費に充てることになっており、低金利により今の運用益は年間4千円から6千円しかない。そのため特別扶助費の大半が一般財源からとなるので、基金の取り崩しの規定を設けることにした。

問2 この基金を取り崩すということは、今後特別扶助の対象者や金額の拡充の予定があるのか。

答2 特別扶助については、福寿荘に入所されている約10名の対象者1人につき月額2,500円、年額約3万円給付するもので、基金総額は300万円あり約10年は基金を財源にできる。昭和51年以降新たな寄附の申し出はないが、この基金条例を改正し、制度拡充して現在の入所者に少しずつ長く有効に使うようにしたい。

問3 本市の基金は、市民の寄附の目的別に預かることができる仕組みになっているか。

答3 一般的な寄附はそれぞれの分野別の基金に受け入れているが、特定の個別具体的な目的のある寄附に関しては、該当する事業にあわせて寄附を受けた段階で歳入歳出の補正予算の議案を上げ、年度内に事業執行できるようにしている。

問4 日ごろから、目的別の寄附の基金があるといった情報提供をしているのか。募金活動のように、広くお知らせして少しずつでも基金をふやす努力や地道な取り組みをすべきでは。

答4 それぞれの基金の趣旨や目的を考えて、ふるさと納税や再生可能エネルギー基金など、積極的に情報発信もして、賛同を得られるよう取り組んでいるものもある。独自のもの、重点的なもの、新しい取り組みなど各事業の盛り上がりの時期にあわせて出来るだけ工夫を凝らし、そうした情報発信をしていきたい。

<p>問 5 10年後、基金が無くなったら、特別扶助の制度の根拠がなくなってしまうという危惧がある。大事な扶助費なので、寄附で基金が成り立っていることや寄附を受ける窓口があるといったアピールをし、基金へ積立てができるよう条例改正して、基金残額が無くならないよう取り組むべきでは。</p> <p>答 5 地方自治法の規定により、基金残額がゼロになると基金条例は廃止せざるを得ない。将来特別扶助費の一般財源化も視野に入れ、その時点の公的制度等の状況に基づき再度検討する。しかし、この基金については、長い間寄附の実績がなかったため積立ての条項がなかったことは事実であり、積立てができるような改正も視野に入りたい。</p>
<p>自由討議</p> <p>議員A 特別扶助基金には積立てしていく仕組みがないので、基金の処分だけでなく積立て規定の追加が必要と思う。</p> <p>議員B 特別扶助基金があるから特別扶助費が支給されているという部分もあると思うので積極的に寄附を受けることも必要だが、基金があるからお小遣いが支給されているといった認識になるのもどうかと思う。粛々と制度を運用してもらいたい。</p> <p>議員C この特別扶助費を残すということについては、養護老人ホーム福寿荘以外の老人ホームとのバランスも必要ではないか。</p> <p>議員D 特別養護老人ホームは最後のセーフティネットなので、一般財源から特別扶助費を支給してもいいと思う。この基金が無くなるのが理由で特別扶助費が無くなるようなことにならないようにしてほしい。</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審 査 結 果 可決（全員一致）</p>
<p>そ の 他 附帯決議案を可決（全員一致）</p>
<p>議案第163号宝塚市立養護老人ホーム福寿荘特別扶助基金条例の一部を改正する条例の制定についてに対する附帯決議案</p> <p>宝塚市立養護老人ホーム福寿荘特別扶助基金は、その運用益が少額であり同基金を活用した事業費に占める割合が小さいことから、将来の廃止を前提に、基金の原資を事業費に活用できるようにするとの説明があった。</p> <p>しかし、基金を設置した趣旨からすれば、運用益の多寡に関わらず、原資を事業費に活用するのであれば、当然原資への繰り入れも合わせて実施するべきである。</p> <p>同基金条例の一部を改正する条例に反対するものではないが、今後、速やかに宝塚市</p>

立養護老人ホーム福寿荘特別扶助基金条例に、同基金への積立てに関する規定の追加を検討するよう求めるものである。

以上決議する。

平成25年（2013年）11月26日

文教生活常任委員会

平成25年第4回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第164号 宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>基金の処分に関する規定を新たに追加して、修学資金に要する資金に充てるために当該基金を処分することができることとし、当該基金の有効活用を図るため、条例の一部を改正するもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	奨学基金条例と奨学金条例の関係は。来年3月に奨学基金条例を廃止する予定との説明であったが、廃止されれば修学資金のための寄附があった場合、受け入れはどのようにするのか。
答1	<p>奨学金条例は教育基本法第4条第3項に基づき、教育の機会均等のための奨学金制度を自治体が制定するものである。</p> <p>一方、本市の奨学基金条例は昭和30年代に50万円の寄附があったものを、修学資金の給付や貸付に要する資金の原資の一部として使えるよう基金を設置するため制定された。来年度奨学基金条例を廃止することになれば、寄附は一般会計で受け入れ修学資金に充てることになる。</p>
問2	思いのある寄附を一般会計で受け入れるのなら、本当に修学資金のために役立てているとはいえない。今後基金の理念が生きている奨学金制度になるのか。
答2	<p>所得格差も広がり奨学金の役割が大事になってきているにもかかわらず、修学資金の給付や貸付の受給者は少ない。現在の奨学金条例では修学資金に充てているのは運用益のみなので、今の低金利の時代に修学資金としての活用は見込めない。</p> <p>今後は、奨学金全体のことを含めた基金のあり方の構築を考えていくようにする。</p>
問3	修学資金の貸付は結局借金であるので、申請するにもハードルが高い。奨学基金条例の精神があったので、以前奨学金条例を改正する際も修学資金の給付制度が残ったという経緯もある。この奨学基金は何らかの形で残してもらいたいと思うが。
答3	今後修学資金給付はますます大事になると思われる。奨学基金を活用した奨学金制度を、持続可能な制度としてもう一度検討していきたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

そ の 他 附帯決議案を可決（全員一致）

議案第164号宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
に対する附帯決議案

宝塚市奨学基金は、その運用益が少額であり同基金を活用した事業費に占める割合が小さいことから、将来の廃止を前提に、基金の原資を事業費に活用できるようにすると
の説明があった。

しかし、基金を設置した趣旨からすれば、運用益の多寡に関わらず、原資を事業費に
活用するのであれば、当然原資への繰り入れも合わせて実施するべきである。

同基金条例の一部を改正する条例に反対するものではないが、今後、速やかに宝塚市
奨学基金条例に、同基金への積立てに関する規定の追加を検討するよう求めるものであ
る。

以上決議する。

平成25年（2013年）11月26日

文教生活常任委員会

平成25年第4回(12月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第166号 公の施設(宝塚市立地域利用施設御殿山会館)の指定管理者の指定について

議案の概要

宝塚市立地域利用施設御殿山会館を管理する指定管理者を次のとおり指定しようとするもの。

- ・ 指定管理者の候補者 御殿山会館管理運営委員会
(宝塚市御殿山2丁目1番81号)
- ・ 指定期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

論点 1 選定について

<質疑の概要>

問1 選定委員3名のうち、2名の出席で委員会を開催したとのことだが、1名は欠席したのか。

答1 日程調整をしたうえで委員会を開催したが、1名は急遽欠席となった。

問2 選定委員会の評価中、個人情報の管理能力に関する項目の評価が低いように思う。個人情報保護法の対象となるほどの件数の扱いはないと思われるが。

答2 今後個人情報の管理の指導を徹底していく。

論点 2 運営について

<質疑の概要>

問1 御殿山よりあいひろばが閉鎖になり、御殿山会館は利用者の受け皿になっているか。

答1 閉鎖にあたり活動場所の移転先として説明しており、半数以上が御殿山会館で活動を継続されていると思われる。また、御殿山会館の今年度上半期の利用状況は、昨年度に比べ倍になっている。

問2 施設利用料金のなかで地元料金とあるが、地元団体としての認定要件があるのか。

答2 地元料金の対象となるのは、市内在住者・在勤者で営利性を持っていないことが条件である。

問3 御殿山会館の稼働率は高いとはいえないと思うが、一般料金と地元料金で差をつける必要はあるのか。それよりは稼働率を上げるべきでは。

答3 地域密着施設として、営利目的での利用とは差をつけている。また、御殿山よりあいひろばで活動していた利用者が利用しやすいように地元料金を設定し、値

下げしている。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回(12月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第167号 公の施設(宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館)の指定管理者の指定について

議案第168号 公の施設(宝塚市立高司グラウンド)の指定管理者の指定について

議案第169号 公の施設(宝塚市立売布北グラウンド)の指定管理者の指定について

議案の概要

- ・宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館(非公募で選定)
 - ・宝塚市立高司グラウンド
 - ・宝塚市立売布北グラウンド
- 上記3施設を管理する指定管理者を次のとおり指定しようとするもの。

- ・指定管理者の候補者 公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社
(宝塚市小浜1丁目1番11号)
- ・指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

論点 1 選定について

論点 2 運営について

<質疑の概要>

問1 議案第167号の宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館のみ、非公募で指定管理者を選定しているのはなぜか。

答1 公社は、昭和62年の設立以来、宝塚市立スポーツセンターをはじめ市立のスポーツ施設を管理運営してきた豊富な経験と実績がある。また、平成18年度からは指定管理者として管理運営を行ってきた。

同施設は、これまで本市スポーツ振興の拠点的な役割を担ってきており、今後も本市スポーツ振興の基幹施設と位置づけている。また、災害時における活動支援の拠点施設として継続的な管理運営が必要な施設と考えているため、非公募で同公社を選定することとした。

問2 市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館について、非公募での選定であるにもかかわらず、市民の関心が高い審査項目である「施設の効用を最大限に発揮でき市民サービスの向上を図れること」での効果性での評価が68.7%と低かった。市はこの結果をどう分析しているのか。

答2 選定時に、審査委員はもう少し具体的な提案を期待していたのではないかと分析している。

問3 公募の2施設について、公社はいずれの施設の選定においても、サービス面での採点項目である効果性の評価点が2番手の団体より低かった。市はこの結果をどう受け止めているのか。

答3 これまで、各施設を管理してきた実績から、公社は管理する側の目線での提案内容になっており、他の民間事業者は利用者側の目線での提案内容であった。この差がそれぞれの評価点に出たのではないかと考えている。

問4 近隣市では、市所有のスポーツ施設の管理で民間事業者が指定管理者になって、外郭団体より良い評価を受けている施設もある。指定期間を短くするなど、新しい事業者が参入しやすくなるような条件で公募できなかったのか。

答4 近隣市でも、市の基幹的なスポーツ施設は非公募としている。まずは、今まですべての施設が非公募だったものを、可能な施設から公募に切りかえた。指定期間については市の指定管理の大きな方針である原則5年間に沿ったもの。

問5 指定管理者選定委員会の委員は5名いるが、そのうち1名が、選定審査にかかるすべての会議に欠席している。選定に問題はなかったのか。

答5 会議日時については、調整のうで日程を決めていたが、同一の委員1名が多忙のため、結果的にすべての会議を欠席した。選定について問題はない。

問6 公募で新たな事業者が指定管理者に選定された場合、スポーツ21等の地域スポーツ団体との連携やスポーツ振興計画に基づく事業の継続はどうなるのか。

答6 募集要項に条件として提示している。また、応募された事業者の提案の中にも出されている。どの応募者が指定管理者になっても、市の事業は継続して実施していく。

問7 評価表のなかに労働者福祉や雇用の観点での評価項目はなかったが、公社で働く方の継続雇用など、入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員の見解がいかにされているのか。

答7 入札及び契約に係る制度に関する調査専門委員からの提言は、入札契約制度にかかるものに労働者福祉の観点を入れてくださいというもので、指定管理者制度を視野に入れた内容ではなかった。指定管理者制度の中でそういった内容での評価基準を入れるには、別途に検討が必要。

問8 利用者側に立った視点から、スポーツ指導員の養成が重要と考える。指定管理者として公社職員の研修内容は。

答8 スポーツの指導者育成は重要と考えている。講習会や研修会の開催や、また様々な講習会についての情報提供など、スポーツ推進につながるような対策を、指定

管理者と市が一緒になって検討していきたい。

問 9 選定にかかる委員から「公社が 3 つの施設を管理するとなった場合、公社本体が各施設に近いので、早急に対応が可能で連携もとりやすい。また、スポーツ振興計画の実現やスポーツクラブ 21 等の地域スポーツ団体との連携や継続的な宝塚のスポーツ振興を考慮すると最もふさわしい」との意見があったが、公募した施設は、公社でなくても担保できたと考えていいのか。

答 9 応募された他の事業者からも地域連携に関する提案があった。新たな事業者が指定管理者となっても担保できたと考えている。

問 10 公募した各施設の選定において、スポーツ施設の持つ様々な特性の生かし方という施設の特長での評価項目において、3 位の評価を受けた事業者と上位 2 者との評価点が開きすぎている。本市のスポーツ振興事業の趣旨が伝わってなかったのではないかと推測している。

答 10 各施設の評価内容から、市として、3 位の事業者はグラウンド整備や管理での実績は認められるが、子どもや高齢者を対象としたスポーツ振興に対する関係に弱かったのではないかと推測している。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 議案第 167 号 可決 (全員一致)

議案第 168 号 可決 (全員一致)

議案第 169 号 可決 (全員一致)

平成25年第4回(12月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第171号 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止に関する協議について

議案の概要

平成25年4月1日から県に委託している社会福祉法人に関する事務について、平成26年4月1日から市で当該事務を行うこととし、県と当該事務の委託の廃止に関する協議を行うため、議会の議決を求めるもの。

論点 1 事務委託廃止後の体制について

<質疑の概要>

問1 平成24年12月定例会で、平成25年度から社会福祉法人に関する事務を県へ委託することを議決した。その議案審議の際、宝塚市で事務を行わない理由として人材育成に数年かかるためであるとの説明があった。今回その事務委託を廃止するのは人材育成の期間が短縮したからなのか。

答1 先行して平成25年度から市で事務を開始している県内の4市に確認すると、権限移譲前には県で研修を受けたのみで、今年度も県や民間の研修を受けながら事務を行っている。事務的に負担となる定款変更も県に確認しながら行っており、十分出来る範囲であるとのこと。宝塚市でも事務を行いながら研修を受けていくほうが一定の効果ができると判断した。

問2 県から事務移譲があると、何らかの財源移譲はあるのか。

答2 国からのセーフティネット補助金があるが、対象経費は社会福祉法人の実地監査に要する旅費のみである。管内11法人の監査に旅費を伴うことはないので、交付申請を行うことはない。その他、権限移譲に限定した交付金はない。

問3 権限移譲があれば事務負担は確実にふえると思われるが、各課増員はするのか。

答3 対象となる11法人を保育関係5法人と、高齢者・障害者福祉関係6法人に分け、それぞれ子ども未来部と健康福祉部に事務の所管が分かれる。増員はせず、現行の体制の中で兼務する。

問4 現行の体制の中で、実際に事務を行うことができるのか。

答4 事務的には定款変更と定例的な指導監査が負担となる。指導監査は県の要綱では4年に1回となっているが、各部に所管が分散するので監査の対象は年に1法人となり、現行の体制で事務は対応可能と思う。ただ、監査の対象が現在の法人本部から各事業所に広がれば、体制を考えないといけない。

問5 事業の実施主体が指導監査を行うようなことにならないか。

<p>答5 子ども未来部では保育課が事業を行っているが、監査事務は子ども政策課が所管し、健康福祉部では介護保険課と障害福祉課が事業を行っているが、監査事務はいきがい福祉課が所管する。事業実施と監査を所管する課が異なるので問題はない。</p>	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第30号 子ども・子育て支援新制度（新制度）に関する請願

議案の概要

<請願の趣旨>

国は新制度の2015年4月の施行に向けて子ども・子育て会議等での議論を開始し、各市町に新制度実施のための諸準備に早急に取り組むよう求めている。しかし、無理な日程での検討や周知がおしつけられれば、関係者が疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることになる。

新制度の実施主体である市町が国に十分な説明を求め、必要な要求をし、疑問や不安を払拭したうえで、住民や関係者の意見をふまえた議論をすすめることが大切であり、すべての子どもに平等な保育を保障する観点から、格差を生じさせない仕組みをつくっていただきたい。

よって、新制度の検討にあたっては、市町版子ども・子育て会議においては十分な議論を行うこと、国と県に対しては必要な意見表明をすることを求めるもの。

<請願の項目>

[貴自治体に対して]

- 1 子ども・子育て会議については、保育所・幼稚園・学童保育の代表者、保育者などの関係者を入れること。会議の運営は原則公開とし、必要な場合は関係者の意見を求めること。
- 2 事業計画の策定、実施にあたっては児童福祉法24条1項の市町の保育実施責任をふまえる事。
 - ① 自治体が行うニーズ調査について、保育・学童保育関係者の要望を基本に量的だけでなく質的なニーズ調査を行うこと。
 - ② 待機児・待機児童の把握を行い、認可保育所や学童保育所の整備計画を明記すること。
 - ③ 現行保育制度を後退させることなく、入所のしくみ、保育所の基準や運営費などについて新制度においても維持・改善し、条例などに反映させること。
- 3 学童保育事業において、保育の安定性・継続性から「指定管理者制度」を導入しないこと。

[県に対して]

- 1 学童保育事業の設置・運営基準を策定すること。

[国に対して]

- 1 「幼い子ども・児童の発達と生命に関わる」新制度がおざなりなものにならないよう、慎重な対応を求めること。
- 2 学童保育の設置・運営基準を策定するように求めること。

3 「放課後子どもプラン」にもとづく「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体化はやめること。それぞれの事業を拡充するよう国に求めること。
県と国に対しては意見書の提出をお願いします。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 請願の趣旨に「保育に格差が持ち込まれ」とあるが、具体的にどういう恐れか。

答1 現在の法律では国の基準のもとで、無認可でも認可に近い形で運営されているが、子ども・子育て関連三法に基づく新制度では基準が緩和され多様な主体が保育に参入するので、各自治体の実情に合わせた入所基準・施設基準が必ずしも良いとはかぎらないという不安がある。

問2 地方版子ども・子育て会議として、宝塚市でも子ども審議会が開かれ、公開制であったり委員構成も当事者の声が入るようなもので、ある程度進んでいると思われるが、他に要望が何かあるのか。

答2 宝塚市について今のところ特に問題はないと思われる。

問3 新制度について、デメリットばかりが強調されているが、メリットについてはどう考えているのか。保育の格差については個別具体的な解消も可能と思うが。

答3 請願者は心配なところを請願として出してきた。いままで子どもに関する件は厚生労働省と文部科学省と分かれて所管されてきたのが、「子ども」という視点で広く議論され、総合的判断をできるようになったのは評価している。

問4 「格差」とは具体的にどういうことか。

答4 施設の形態や子どもの年齢にもよるが、預かり先の保育主体により安全面、環境面など様々な差があるということである。

問5 保育所・幼稚園などの施設型給付と小規模保育・家庭的保育などの地域型保育給付に差があるということか。

答5 現時点では安全面でも環境面でも不安・危険性はあると思う。それを解消されるような案がまだ国から出てきていないことが不安である。

問6 自治体によって格差があるともいうが、宝塚市はそういう意味では保育の質を確保しているといえる。なぜあえてこの請願を宝塚市に出したのか。

答6 子どもの保育環境は運営側の努力により違ってくる。宝塚市をはじめ各自治体も保育格差を埋めるべく努力してきているのは認めている。この請願は保育団体

から出ており、いろんなところから声をあげるのが目的で、提出先の自治体の不備を突くのが目的ではない。

問7 市に確認であるが、新制度になり明確に変わるところは。

答7 保育施設の対象が「保育に欠ける児童」から「保育が必要な児童」になることで、認可施設のみでは足りなくなる。選択肢として考えられる地域型給付について、利用者が人員面や施設面で公平な保育を受けられるよう市がしっかり基準をつくれば、保育の全体的な質の底上げになる。

問8 宝塚市に対しての要望は。

答8 学童関係者へのニーズ調査が不十分である。より細やかで定期的にニーズを把握するための仕組みづくりを希望する。

問9 宝塚市はそうしたニーズ調査等の要望を受け入れられるか。

答9 国の制度部分についてのニーズ調査は国の雛形に基づき、就学前保育の量を見込むための調査である。また、宝塚市でも次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、学童保育や子育てに関して就学前のみならず1年生から3年生の小学生の親にも調査をした。

問10 この請願は市・県・国の三者に対するものであるが、重点はどこにあるのか。

答10 宝塚市だけにに向けた請願ではないが、本市に対する項目についてはおおむねクリアしていると思う。

県に対する項目については、兵庫県の学童保育事業の基準は国に基づいており兵庫県のガイドラインがない。県下どこの市町においても基準がつけられ、保育の高い質が確保されるよう求める。

国に対する項目については、いろいろな見直しもまだこれからのことであるので、慎重に行われるようにというのが新制度に向けての請願者の願いである。

自由討議 なし

討 論

(賛成討論)

討論1 待機児童解消していくために規制を緩和することで、自治体による格差は広がる。

小規模保育にも色々なかたちがあり、それを選ぶことでもまた格差が出る。親の勤務時間により決まるような細切れ保育では、子どもの保育に大事な連続性が保たれず格差につながる。

そういった事態を生まないためにも国が公的保育の責任を担うことが大事であるのに、自治体に参酌基準や面積基準等をまかせることで問題が生じる。そういう思

いを込めて強く国に要望をすることが大事であると思うし、市は保育の質を後退させないようにしてもらいたい。

(反対討論)

討論1 請願の趣旨がよくわからない。市に対しては、具体的には指定管理者制度を導入しないでということなのか。格差についての漠然とした懸念はわかるが、現在国は消費税増税分で財源を確保し潜在的な待機児童対策を行おうとしているところで、それに対し何らかの制限をかけるようなことはしたくない。

討論2 格差を解消するためには保育の多様性が重要と考える。多様性は格差とは違う。それにより不都合がでてくれば、解消するための別個の努力をすればよい。

審査結果 不採択 (賛成少数 賛成3人、反対5人)

議案番号及び議案名

請願第31号 中央公民館の存続と地下移転計画の見直しを求める請願

請願第32号 宝塚市立中央公民館の存続と半地下・地下移転の見直しを求める請願

議案の概要

請願第31号について

<請願の趣旨>

中央公民館耐震化対策として、市からカルチェヌーボ宝塚逆瀬川への移転案が示されたことについて、長年中央公民館として慣れ親しんだ場所が変わり、名前も消えてしまうかもしれないことを簡単に決められてしまうことに強い疑問を感じている。

市民のための安心安全な施設として今後長きにわたって利用できるように、新築も視野に入れた再建を検討いただくよう求めるもの。

<請願の項目>

- 1 中央公民館を存続してください。
- 2 現地での建て替えが難しい場合は、地下以外の場所での新築または移転を検討してください。
- 3 新築・移転においては、これまでどおりの活動条件が保証されるようお願いします。

請願第32号について

<請願の趣旨>

中央公民館の耐震化に基づいた施策を実行に移すにあたり、市は、当分の間はカルチェ・ヌーボ宝塚逆瀬川（旧アピアⅢ）の半地下部分に、近々には、地下2階部分も公民館的施設として使用する案を公表した。

不特定多数の市民が集まる公共施設を地下に設けた場合のリスクは極めて高く、有事には、身体的に弱い立場にある乳幼児、児童、高齢者、障害者の避難・安全確保が極めて難しいと言わざるを得ない。

市民が利用する中央公民館の耐震化においては、ハード面・ソフト面で安全安心を最優先していただき、今後も長きにわたり愛着をもって利用できるよう、後顧に憂いのない施設を整備いただくよう求めるもの。

<請願の項目>

- 1 中央公民館の存続をお願いいたします。
- 2 現中央公民館の代替は、ハード、ソフト両面で真に安心、安全な移転、新築の検討をお願いいたします。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 利用者間では不安の声が広がりつつあるとのことだが、約 300 ある利用団体のうち、この請願に賛同する団体はどれくらいあるのか。

答1 具体的な数は把握していないが、賛同する団体は日々広がっている状況である。

問2 中央公民館のカルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下 1 階への移転案に、賛成する団体はあるのか。

答2 公民館の利用者団体の代表者が集まる会で説明がなされた際に、移転する場所が近くにあつて良かったとの声があった。しかし、出席者の個人の声であり、団体を代表する意見ではないと考えている。

問3 中央公民館の I s 値が 0.07 というのは、どの段階で把握したのか。

答3 平成 22 年に実施した耐震診断によって、I s 値が 0.07 と診断された。

問4 国の基準では耐震強度の基準は I s 値 0.6 以上がふさわしいとされているが、中央公民館は基準値以下なのに使用を継続している。本来なら、中央公民館の使用を早急に中止すべきではないか。

答4 国土交通省の示した I s 値と耐震性の目安によれば、I s 値 0.3 未満の場合、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高いことから、早期に対策を講じる必要があるとして、市では計画をたて、同様の診断結果が出た建物については、使用を停止したり、取り壊した施設もある。中央公民館についても検討をして、この移転案を出しているが、早期に代替施設が決まらなければ、建物の使用停止も考えなくてはいけない。

問5 本当に危険だと考えているのなら、代替施設の有無にかかわらず、中央公民館の建物の使用停止を決断すべきと考える。市として利用者の命を守って行けるのか。

答5 市としても何かあれば危険な施設だということは認識している。できるだけ早期の対策が必要であったが、何の提案もせずに閉館を利用団体へ説明することはできないため、やむを得ず、現状のまま施設を開館していた。

問6 利用者の安全面を考えると中央公民館は、早急に取り壊すべきだが、請願にあるように、新築移転なり、現在地での建て替えを行う間、現在の中央公民館を利用している約 300 団体は実際に活動を継続できるのか。

答6 西公民館、さらら仁川やピピアめふなど、近隣施設に分散して活動することになれば、現実的には逆瀬川を離れると活動が困難な団体も出てくると思うが、一定期間辛抱すれば活動再開できるという希望がある。

問 7 利用者の 72%が 60 歳以上。まずは、利用団体の継続して活動できる場所や拠点
を確保することが大事ではないのか。

答 7 利用団体の活動を保証することが一番大事と考えている。

問 8 利用者が安心して使える場所としての環境整備が最低限必要。市が考える安全と
利用団体が求める安全に乖離があってはならない。双方の話し合いがあったのか。

答 8 公民館の利用者団体の代表者を集めた会議の場で、この移転案の説明があったが、
通告のような説明であった。コミュニケーションはまだ必要である。

問 9 この移転案における市の安全安心の考えは。

答 9 市は早期に移転が必要であること、移転先は逆瀬川駅の近辺で利便性の向上が考
えられること、アピアの活性化につながることで、コストが低く抑えられることなど
をふまえて検討したうえで、カルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下 1 階への移転を提案し
た。安全対策としては地下の施設であるため、ハード面では可能な限り整備し、ソ
フト面でも利用者側と管理側の防火意識などを高めるよう十分検討したい。

問 10 移転案について、地元の自治会や利用団体への説明では、おおむね賛成と聞いたが。

答 10 公民館では利用者代表者会議を月 1 回開いており、耐震診断の結果が出た当時
から建物を閉館しなければならないこともふまえ、中央公民館の危険性について説
明をしていた。移転先が見つかるまでは利用したいという思いを受けながら継続使
用していた。賛成というよりは、様々な条件を検討して受け止めなければならない
という反応であった。

問 11 カルチェヌーボ宝塚逆瀬川への移転案は地下 1 階だけなのか、地下 2 階まで含
むのか。

答 11 提案は地下 1 階部分のみ。現在の中央公民館の広さと同規模を想定すると地下
1 階だけで足りる。なお、現時点で地下 2 階の使用については何も決まっていない。

問 12 市はカルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下 1 階の使用については、中央公民館が入る
方向での案だが、もともとは地域の活性化から話が出てきたのではないか。全庁的
に検討したのか。

答 12 平成 24 年 7 月に、カルチェヌーボ宝塚逆瀬川の現在床を所有している㈱関西都
市居住サービス側から提案があり、庁内で協議を始めた。検討のうえ、時期的なタ
イミングが合った、中央公民館の移転案で方向性を固めた。

問 13 カルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下 1 階の活用については、まちの活性化の観点か

ら、市の商工部門から提案や議論はなかったのか。

答 1 3 ㈱関西都市居住サービス側から提案は、公共施設に入っただけでないかという内容であった。市としても商業系の活用についても検討したが、既にアピア 1, 2, 3 とも空き床を抱えており、オーバーストアの状態であったため、公共施設での活用を模索した。

問 1 4 公民館運営審議会などでの議論の状況はどうだったのか。

答 1 4 平成 24 年 10 月の同審議会において、この移転案については望ましくないという声があがっていた。今年度 10 月に開かれた社会教育委員の会でも、委員の反応は悪かった。市の説明で、中央公民館を廃止し、中央公民館の機能を広げる形での新たな施設として示されたこと、公共施設が地下に設置されることについて、社会教育施設としてのあり方に懸念が示された。社会教育委員の会以外では、議題にもあがらず、利用者にとってのメリット・デメリットなどの詳しい説明も資料もなかった。

問 1 5 審議会でも中央公民館のあり方について諮問答申は必要ないという考えだったのか。

答 1 5 社会教育委員の会は議決機関でないため、会議の場でも出された意見を教育委員会へ報告した。しかし、当初は中央公民館を廃止し、カルチェヌーボ宝塚逆瀬川の地下に中央公民館の機能を担保する施設を設置することを考えていたが、中央公民館は廃止せず、公民館そのものを移転させる案に短期間で市の方向性が決まったので、丁寧に説明ができていなかった。

問 1 6 カルチェヌーボ宝塚逆瀬川の地下部分は、車イス使用者は 2 方向避難が困難で、駐車場も段差があり、使用できないなどバリアフリーができていない部分が多い。

答 1 6 駐車場は隣接する有料駐車場を使用することになる。無料駐車場を市で確保するとすれば約 1,400 万円必要。バリアフリー用の駐車場としては、現在の積荷捌き場のスペースを活用して 1 台確保する計画。

問 1 7 カルチェヌーボ宝塚逆瀬川自体の耐震性はどうか。

答 1 7 現行の耐震基準を満たしている。

問 1 8 宝塚市防災マップでみると、どのような水害時にカルチェヌーボ宝塚逆瀬川に被害が出るのか。

答 1 8 宝塚市防災マップでは、100 年に 1 度の洪水を想定し、武庫川で現在の堤防を越流して洪水が起きた場合の浸水による影響を予想している。カルチェヌーボ宝塚逆瀬川については、一定の浸水リスクを免れる地域にある。

自由討議

委員A 住民の声を重視すべき。施設を気持ちよく利用してもらうためにも、移転先をもう一度検討し、丁寧に説明していくべき。カルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下1階への移転案については絶対にダメだとは思わない。移転案は、管理事業者から期限付きで提案されているが、決定するのは市である。立ち止まって再検討していく方がよい。

委員B 地域住民や利用団体への説明が不十分。当初の説明では、中央公民館を廃止して公民館的な機能を持った別の公共施設がカルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下1階に入るといった案だったが、短期間で中央公民館がカルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下1階に移転するという案に市の方針や説明内容が180度変わった。移転先については様々な選択肢があるはず。カルチェヌーボ宝塚逆瀬川は建設されてから、30年近い。そのような古い建物に無理をして公共施設が入る必要があるのか。また、障がい者用の駐車スペースが1台しか確保できないのは問題ではないか。

教育委員会としては当初中央公民館の新築での建てかえを希望していたが、財政難から建てかえは困難であった。このカルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下1階への移転案は、教育委員への説明も十分でなく、他に早急に移転が可能な場所がないから仕方ないとして決められたもの。公民館は、利用者がいきいきと活動できる場所でないといけない。

委員C 中央公民館について、I s値が基準以下の危険な施設を使い続けることのほうが心配。利用団体の活動の場を確保して、本格的な移転先を検討すべき。

討 論

(両請願に賛成)

討論1 住民の声をしっかり受け止めることが重要。公民館は、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするという設置目的から考えても、カルチェヌーボ宝塚逆瀬川地下1階は移転先としてふさわしくないと考える。また、施設の維持経費も長期的に検討すると決して安いものではない。10年先、20年先を考え、より良い施設となるよう検討していくべき。

(両請願に反対)

討論1 中央公民館としては請願者の主張にあるようなマイナスの要素が考えられるので、それを努力し改善するよう当局には十分注意してもらいたい。一方で、将来にわたるコストの軽減や逆瀬川周辺のまちの活性化を考えると、決して間違っ

た移転案とは思わない。

審査結果	請願第31号	採択（賛成多数	賛成7人、反対1人）
	請願第32号	採択（賛成多数	賛成7人、反対1人）